

# 商品概要説明書—相続定期預金—

2025年1月6日現在

項目	内容
1. 商 品 名	相続定期預金
2. ご 利 用 者	相続により取得した資金を原資として、資金取得後1年以内にお預入れいただける個人のお客さま ※他の金融機関でのお受取りの相続資金も対象となります。 ※「金融機関での相続手続完了時期」「お預入れされる方が相続人であること」「相続により取得した金額」が確認できる資料をご持参ください。 (例)金融機関に提出した相続依頼書等の写し、遺産分割協議書の写し、戸籍謄本の写し+被相続人名義の解約済通帳または計算書の写し、遺言書(公正証書遺言または自筆証書遺言で検認済のもの)の写し+被相続人名義の解約済通帳または計算書の写しなど ※既にお預入れいただいている定期預金の満期または中途解約資金は対象外とさせていただきます。
3. 預 入 方 法	現金、小切手その他の証券類、他の預金口座からの振替で随時お預入れいただけます。なお、証券類の場合はその証券類の決済日が預入日となります。
(1) 預 入 金 額	1口100万円以上相続による取得資金の範囲内 ※相続により取得した不動産や株券等の換金代金のお預入れも可能です。
(2) 期 間	6カ月または1年
4. 払 戻 方 法	元金は満期日以降、お利息とともにお支払いいたします。
5. 利 息	
(1) 適 用 利 率	預入日(または継続日)における当社の〈スーパー定期〉または〈大口定期預金〉(預入期間6カ月または1年)店頭表示利率に「相続定期預金」の所定の金利を上乗せした利率を適用いたします。
(2) 利 息 計 算 方 法	1年を365日として日割計算いたします。(付利単位:1円)
(3) 利 払 頻 度	満期日以後に一括してお支払いいたします。
(4) 税 金	20.315%(所得税および復興特別所得税15.315%、住民税5%)の源泉分離課税(マル優の場合を除く)
(5) 満期時のお取扱い	○自動継続型(元加継続式または利払式)でのお取扱いとなります。特別金利の適用は初回満期日までとなります。 ○自動継続後の適用金利は満期日当日の〈スーパー定期〉または〈大口定期預金〉の店頭表示金利となります。
(6) 満 期 日 後 利 息	満期日以後の利息は、解約日(または継続日)における普通預金利率を適用いたします。
6. 手 数 料	ございません。
7. 付加できる特約事項	マル優の取扱対象商品となります。(非課税限度額:最高350万円)
8. 中途解約時のお取扱い	定期預金を中途解約する場合は、「自由金利型定期預金(M型)規定」または「自由金利型定期預金規定」で定める期限前解約利率により利息を計算し、お支払いいたします。特別金利は適用されません。
9. 当社が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772

## みなと銀行

10. その他ご留意 いただく事項	①この預金は、預金保険制度の対象となります。 ②海岸通支店ではお取り扱いしておりません。 ③事前の予告なく商品内容の変更やお取扱いを中止する場合がございますので、 あらかじめご了承ください。 ④窓口のみのお取扱いとなります。 ⑤この預金は本説明書に別段の定めがある場合を除き「自由金利型定期預金(M 型)規定」または「自由金利型定期預金規定」によりお取扱いいたします。 本預金をご利用の際には、必ずご覧ください。
----------------------	---